

令和3年度沖縄地方最低賃金審議会  
第8回沖縄県最低賃金専門部会議事要旨

- 1 開催日時 令和3年8月12日(木) 16:00～18:00
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 大会議室
- 3 出席者  
公益代表委員 3名(島袋秀勝、上江洲純子、城間貞 敬称略)  
労働者代表委員 3名(砂川安弘、津山誉輝、石川修治 敬称略)  
使用者代表委員 3名(佐久本和代、親川進、田端一雄 敬称略)
- 4 議題  
(1) 地域別最低賃金の改正額の提示及び調整  
(2) その他(結審の場合、部会報告書作成、答申)
- 5 議事要旨  
(1) 公益代表委員による、使用者代表委員、労働者代表委員に対する改正額の調整が行われたところ、  
使用者側：792円を28円引上げて820円  
労働者側：792円を30円引上げて822円  
全会一致に至らなかったため、使用者側、労働者側の提示額について採決となった。  
820円について賛成 5名  
822円について賛成 3名  
(2) 採決で決まった改正額820円と、使用者代表委員、労働者代表委員双方の要望事項等を部会報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意。

以上

## 5 議事要旨(2)



沖地最審専第6号  
令和3年8月12日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会  
沖縄県最低賃金専門部会  
部会長 島袋 秀勝

### 沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月1日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったので別紙のとおり審議経過等を報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

#### 記

##### 公益代表委員

部会長	島袋 秀勝	弁護士
部会長代理	上江洲 純子	沖縄国際大学教授
	城間 貞	公認会計士

##### 労働者代表委員

石川 修治	連合沖縄副事務局長
砂川 安弘	連合沖縄事務局長
津山 誉輝	沖縄電力関連産業労組総連合 副事務局長

##### 使用者代表委員

親川 進	沖縄県商工会連合会専務理事
田端 一雄	沖縄県経営者協会常務理事
佐久本 和代	沖縄県中小企業団体中央会総務部長 兼総務課長

## 審議経過等

- 1 第1回専門部会(令和3年7月21日)
  - ・部会長、部会長代理の選出
  - ・事業場実地視察の実施の有無及び関係参考人(労・使)の意見聴取の方法決定
  - ・今後の審議日程について
- 2 第2回専門部会(令和3年7月28日)
  - ・事業場視察(クリーニング業)
- 3 第3回専門部会(令和3年7月30日)
  - ・参考人意見聴取(労側1名、使側1名)
  - ・事業場実地視察結果報告(1事業場)及び書面によるヒアリング調査の経過報告
- 4 第4回専門部会(令和3年8月2日)
  - ・改正額の提示・調整
    - 労側提示 792円を45円引上げ837円
    - 使側提示 792円を維持
- 5 第5回専門部会(令和3年8月4日)
  - ・改正額の提示・調整
    - 労側提示 792円を38円引上げ830円
    - 使側提示 792円を維持。併せて発効日について、次回において議論することを求める。
- 6 第6回専門部会(令和3年8月6日)
  - ・最低賃金の効力発効日(最低賃金法(昭和34年法律第137号)第14条第2項)について議論したが、以下のとおり意見の一致が見られなかった。
    - (1) 使用者代表委員からはコロナ禍の長期化に伴い、県内の経営環境が悪化し、経済再生までに相当の期間を有する現状を鑑み、こうした特殊な状況下においては、改定された最低賃金の発効日については、令和4年4月1日とすることを求める意見があった。
    - (2) 労働者代表委員からは労働者の権利確保のため、早期発効を求め

## 5 議事要旨(2)

ており、従来どおり最短である法定発効日からの発効を行うべきとの意見があった。

- ・改正額の提示・調整

- 労側提示 792 円を 38 円引上げ 830 円

- 使側提示 792 円を維持

- 公益委員が、792 円を 28 円引上げ 820 円が相当であるとの見解を示し、使側が持ち帰って検討することになった。

### 7 第 7 回専門部会(令和 3 年 8 月 11 日)

- ・改正額の提示・調整

- 労側提示 792 円を 31 円引上げ 823 円を提示した後、その後の調整で 30 円引上げ 822 円

- 使側提示 792 円を 2 円引上げ 794 円を提示した後、その後の調整で 8 円引上げ 800 円

### 8 第 8 回専門部会(令和 3 年 8 月 12 日)

- ・改正額の提示・調整

- 労側提示 792 円を 30 円引上げ 822 円

- 使側提示 792 円を 28 円引上げ 820 円

- ・全会一致に至らなかったため労側、使側の提示額について採決

- 822 円について賛成 3 名

- 820 円について賛成 5 名

- ・別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意。

## 5 議事要旨(2)

(別添)

### 要望事項等

- 1 国等に対しては、最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、以下の実効性ある支援と施策を実施することを当専門部会として要望する。
  - (1) 事業の存続や雇用維持に欠かせない雇用調整助成金等について、各県の最低賃金引上げ状況及び感染の状況に応じ、更なる要件の緩和、コロナ禍に係る特例措置を延長するとともに、財源確保のために、企業及び労働者に対して負担を強いるような雇用保険料の引き上げは実施しないこと。
  - (2) 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援や事業再構築補助金の補助要件、補助上限額と運用の見直し及び採択率の向上を図るなど事業再構築等の経営支援に最優先で取り組むこと。
  - (3) デジタル化や人材育成・教育訓練・技能訓練等の生産性向上に資する支援策の拡充強化に努めること。
  - (4) サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向けた「パートナーシップ構築宣言」企業を大幅に拡大させるとともに、下請けGメンによる監視と指導を徹底するなど、取引適正化支援をより一層強化・拡充すること。
  - (5) コロナ禍により大きな影響を受けている宿泊等の観光、飲食、交通運輸業等とそれに関連する業界の中小・小規模事業者支援のために、即応性・実効性の高い支援策に積極的に取り組むこと。

なお、政府の実施している中小企業支援策については、支援策の進捗状況並びにその効果を検証しつつ、適宜、要件の緩和、手続きの簡素化、使い勝手の向上等も見直しも図りながら、利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。
  - (6) 事業主における社会保険料の減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施すること。
  - (7) 最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策である業務改善助成金については、当該助成金を知らない中小・小規模事業者が多くいることから当該助成金の周知を強力に推し進めるとともに、活用してもらえるように懇切丁寧な説明を行うことを沖縄労働局が県内関係機関とも連携しながら実施すること。
  - (8) 国等は、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行

うこと。

2 使用者側代表委員として、以下のとおり意見を提出する。

(1) 中央最賃公益見解と28円の根拠について

今年の中央最賃審議会の目安小委員会報告書の公益委員見解で示された目安の根拠とされる7つの理由は、「地域の経済・雇用の実態」からかけ離れた状況認識であり、その認識に基づいて示された目安額28円は、過去最大の引上げであるにも関わらず明確な根拠がなく、今回の審議において事務局や目安額を提示した公益委員へ確認したが、明確な回答を得ることはできなかった。

(2) 沖縄県内の経済情勢等について

沖縄県内の状況認識は、以下のとおりである。

ワクチン接種が始まっているものの、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言の発令期間が3ヶ月超えとなる中、連日過去最大数を更新し、昨年より事態は大きく悪化し、収束が見えない状況にあること。

観光入域客が大きく落ち込む中、業況判断(DI)もマイナスが続き、特に、宿泊・飲食サービスで大きなマイナスとなっていること。

沖縄県の雇用情勢は令和3年6月の有効求人倍率が0.88、完全失業率が4.0%となっており、全国最下位となっていること。(中央最賃公益見解は、有効求人倍率が1を超え、完全失業率が3%以内と記述されている。)

以上のように、中央最賃の公益見解の状況認識は、「沖縄県内の経済・雇用の実態」と大きくかけ離れているものである。

(3) 発効日の延期について

今回の審議の中で、使用者側から、発効日の延期を求めたところ、厚生労働省に確認した結果は、「10月中の発効を目指して、各地方最低賃金審議会で調査審議しているのが慣例である。しかし、各地方最低賃金審議会において議論がなされ、その結果、合意が得られれば、発効日を変更することは可能である。」との回答であった。

このため、使用者側は以下の主張を行い、発効日の延期について合意を得ることを求めた。

仮に最低賃金を引き上げる場合にあっては、

現在、緊急事態宣言期間中であり、収束の見通しが立てられないこと。

コロナ禍の長期化に伴い、経営環境が悪化し、経済再生までに相当の期間を要すること。

コロナ禍で経営環境が厳しい中、最低賃金への引上げに伴う価格へ

## 5 議事要旨(2)

の転嫁を行うこと(或いは年度途中の契約変更)がこれまで以上に困難な状況にあること。

以上のことから、最賃引上げの環境づくりのため発効日を延期すること(最大4月1日)を主張したが、労側委員の理解が得られず、合意に至ることができなかったことは大変残念である。

### (4) 使用者側委員の主張について

現在の沖縄県内の経済・雇用情勢の中では、事業の継続・雇用の維持確保を図ることが最優先であり、最賃審議に当たっては、「通常の事業の支払能力」を最も重視して検討するべきであると主張した。

使用者側委員としては、沖縄の経済・雇用の実態を見極めると最低賃金を引き上げる環境になく、現状維持とすることが適当であると主張したが、労側が目安を上回る額(最終提示額+30円)を譲らなかったことから、苦渋の選択として、公益委員が相当であるとの見解を示した目安額28円を不本意ながら了解したものである。

使用者側委員としては、今回の審議にあたって、新型コロナウイルス感染症が急拡大している事態にあっても引上げ額や発効日についての配慮がなく審議が進められたことは、大変遺憾に思っている。

### (5) 今後の最低賃金審議のあり方

中央最賃審議会に対しては、地域における経済・雇用の実態に最大限配慮するとともに、目安の提示に当たっては、最低賃金法に規定する三要素を基本とする明確かつ納得できる根拠を示すことを求めたい。

また、発効日については、年度中途の改定や、月の中途の改定は、使用者にとって大きな負担となっており、今回のような緊急事態宣言期間中であっても、頑なに10月発効を目指すことは適当でないと考えている。

このため、地域の実情に応じて、弾力的に発効日を設定することができる(合意を前提ではなく、採決で決するなど)ことについて、中央最低賃金審議会において議論をして頂くことを要望するものである。

なお、今回の審議においては、明確な根拠が示されず、目安額ありきの審議となっており、地方最低賃金審議会のあり方が問われているものと考えている。今後、地域の経済・雇用の実態を見極めた議論を真摯に行うことを求めるものである。

## 3 労働者側代表委員として、以下のとおり意見を提出する。

(1) 最低賃金引き上げ発行については、全労働者の利益であることから、早期発効に向け最大限配慮すること。

(2) 地域別最低賃金額改定にあたっては、中央最低賃金審議会における「引き上げ額の目安額」を基本に、政府の「より早期に全国加重平均1,000円を目指す」との方針を踏まえ、格差是正・額差縮小に向けて審議するこ

## 5 議事要旨(2)

- と。
- (3) 中小・業者において、最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と、中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底を行うこと。
  - (4) 業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。
  - (5) 最低賃金の履行確保のため、監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。とりわけ、最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査のうえ、適切に判断すること。
  - (6) 自治体発注の契約については、最低賃金の改定額をふまえ、発注済の契約の金額を見直すよう、地方自治体に対し指導を強化すること。